

詳しく知りたい!

容り法

〈第7回〉

指定法人「容り協」とは

容器包装リサイクル法（容り法）では、再商品化義務を果たすための方法として三つの方法が規定されています。三つのうち、独自ルート、自主回収ルートを取るためには、国の認定を必要としますが、認定を受けている特定事業者はほとんどなく、99・9%超が指定法人を利用して再商品化義務を果たしています。

今号では、容り法における指定法人とはどのような法人か、とりわけ「日本容器包装リサイクル協会（容り協）」とはどのような組織なのか解説したいと思います。

適正かつ確実に行うことができる」と国に認められ、主務大臣によって指定された社団法人または財団法人をいいます（容り法第21条）。現在、日本国内でこの指定を受け、指定法人として活動しているのは「容り協」のみであり、国の指導・監督の下、公益財団法人として再商品化業務を行っています。

適正かつ確実に行うことのできる」と国に認められ、主務大臣によって指定された社団法人または財団法人をいいます（容り法第21条）。現在、日本国内でこの指定を受け、指定法人として活動しているのは「容り協」のみであり、国の指導・監督の下、公益財団法人として再商品化業務を行っています。

容り協は、日本商工会議所や業界団体が主体となり設立準備が進められ、1996（平成8）年に設立、同年に国から「指定法人」の認可を得しました。主たる業務は、特定事業者からの再商品化業務の受託、市町村からの分別基準適合物および分別収集物の引き取り、再商品化事業者へ

再商品化業務の委託となります。容り法の目的の下、再商品化業務は公益事業としての社会貢献性が高く、適正と確実性が強く求められます。そのため、容り協では、国の認可を受けた再商品化業務規程に基づき、競争入札により再商品化事業者を選定する方法により、適正、確実性に公平性を加え、容器包装リサイクル制度（容り制度）の適正な運用と維持に取り組んでいます。

「日本容器包装リサイクル協会（容り協）」とはどのような組織なのか解説したいと思います。

「指定法人」の認可を得しました。主たる業務は、特定事業者からの再商品化業務の受託、市町村からの分別基準適合物および分別収集物の引き取り、再商品化事業者へ

また、容り協では再商品化業務のほか、再商品化に関する普及・啓発、情報の収集および提供などらびに内外関係機関など

適正かつ確実に再商品化を実施

容り法における指定法人とは、再商品化業務を

また、容り協では再商品化業務のほか、再商品化に関する普及・啓発、情報の収集および提供などらびに内外関係機関など

との交流・協力も積極的に行っています。X（旧ツイッター）、Facebook（旧フェイスブック）やメールマガジンを利用した情報発信をはじめ、東京ビッグサイトで開催されるエコプロをお見かけの際は、ぜひお立ち寄りください。

ただ乗り防止へ啓発活動も

との交流・協力も積極的に行っています。X（旧ツイッター）、Facebook（旧フェイスブック）やメールマガジンを利用した情報発信をはじめ、東京ビッグサイトで開催されるエコプロをお見かけの際は、ぜひお立ち寄りください。



エコプロ2023出展時の様子

